

令和7年度毒物劇物取扱者試験について（受験案内）

1 試験日時

令和7年8月27日（水）午後1時30分から午後4時まで

2 試験場所

高知城ホール（高知市丸ノ内2丁目1番10号）

3 試験の種類

次のうち、いずれか1つを選んで受験すること。

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目及び時間配分

- (1) 筆記試験 午後1時30分から午後3時00分まで（90分）

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

- (2) 実地試験 午後3時30分から午後4時00分まで（30分）

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

なお、上記（1）ウ及び（2）の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。

※実地試験は、記述式の方法による。

5 願書用紙の入手方法

- (1) 直接、県薬務衛生課又は各福祉保健所（高知市保健所を除く。）で受け取る。

(2) 県薬務衛生課ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130000/131901/>）からダウンロードする。

- (3) 上記の方法で入手できない場合は、送付先を記載した封筒（角型2号）に返信用切手を貼付したものを同封のうえ、県薬務衛生課へ申し込む。

6 願書等の受付

- (1) 受付期間

令和7年7月7日（月）から同年7月18日（金）までとする。

- (2) 受付時間

・電子申請の場合：令和7年7月7日（月）午前8時30分～7月18日（金）午後5時15分とする。

・直接持参の場合：（1）の期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前8時30分～12時、午後1時～午後5時15分とする。

・郵送の場合は、書類が完備されているものに限り、令和7年7月18日（金）付け消印まで有効とする。

※郵送の場合は、必ず簡易書留で送ること。

- (3) 提出先（郵送先）

〒780-8570

高知市丸ノ内1-2-20 高知県健康政策部薬務衛生課（TEL088-823-9682）

7 受験手続き

電子申請若しくは書面申請のどちらかにて申込みすること。

	(1) 電子申請（インターネット）による手続き	(2) 受付窓口への持参又は郵送による手続き
試験の申込	<p><u>ア 毒物劇物取扱者試験受験願書（毒物及び劇物取締法施行細則第2号様式）</u></p> <p>※高知県電子申請サービスの手続き申込ページ（下記QRコード参照）の案内に従って必要事項を入力し、申込すること。</p> <p><u>イ 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書</u></p> <p>※発行から6か月以内のものに限る</p> <p>※日本国籍を有しない者にあっては、国籍が記載された住民票の写し（発行の日から6か月以内のものに限る）</p> <p><u>ウ 写真</u></p> <p>※出願前6か月以内に撮影した縦7cm×横5cmの大きさの上半身脱帽のもので裏面に氏名を記載すること</p> <p>※電子申請サービスで添付提出した場合は郵送不要。</p> <p>※上記イ及びウは、「6願書等の受付」期間内に別途郵送してください。 ただし、ウの写真については、電子申請サービスで添付提出した場合は郵送不要。</p> <p><u>エ 受験手数料 10,500円（クレジットカード決済）</u></p> <p>※申込後、手数料納付案内メールに記載の手数料納付URLから、速やかに手数料10,500円の納付を行うこと。</p> <p>※手数料の納付期限は、申込日から1日以内（最終日のみ当日23:59まで）です。手数料の納付期限を過ぎた場合は、再度受験の申込をすること。受付期間を過ぎている場合、再度の申込みはできないものとする。</p> <p>【手続き申込ページ（高知県電子申請サービス）】 https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=14776</p> 	<p><u>ア 毒物劇物取扱者試験受験願書（毒物及び劇物取締法施行細則第2号様式）</u></p> <p><u>イ 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書</u></p> <p>※発行から6か月以内のものに限る</p> <p>※日本国籍を有しない者にあっては、国籍が記載された住民票の写し（発行から6か月以内のものに限る）</p> <p><u>ウ 写真</u></p> <p>※出願前6か月以内に撮影した縦7cm×横5cmの大きさの上半身脱帽のもので裏面に氏名を記載すること</p> <p><u>エ 受験手数料 10,500円（高知県収入証紙）</u></p> <p>※相当額の高知県収入証紙を受験願書に貼付すること。ただし、汚損又は消印をした高知県収入証紙は無効となるので注意すること。</p>

注意事項

- ・「消せるボールペン」で記載した書類については、受理しない。
- ・受験申請書の記入漏れ等の不備がある場合は、受験できないことがあります。
- ・郵送にて提出する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験受験願書在中」と朱書し必ず簡易書留による郵送にて提出してください。
なお、郵便局から交付される簡易書留の発行記録は、受験票が届くまで保管してください。

	(1) 電子申請（インターネット）による手続き	(2) 受付窓口への持参又は郵送による手続き
添付写真の条件	<ul style="list-style-type: none"> 申請前6ヶ月以内に撮影したもの。 正面、無帽、無背景及び上半身像で背景が無地のもの。 顔の判別確認が可能な、明るく鮮明なもの。 アプリを使用して写真を加工していないもの。 ファイル形式がJPEGのもの。 容量20MB以内で、写真サイズが縦7cm×横5cmの対比になるもの。 <p>不適切な写真の例</p> <p>● 指定の寸法や規格を満たしていないものの例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>顔の位置が片寄っている</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>顔が横向き</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>顔が左右に傾いている</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>椅子などの背景がある</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>背景に影がある</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>背景に柄がある</p> </div> </div> <p>● 眼鏡やヘアバンドにより顔の一部が隠れているもの</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>眼鏡のフレームが目にかかっている</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>フレームが非常に大きく目や顔を覆う面積が大きい</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>照明が眼鏡に反射している</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>幅の広いヘアバンド等により頭部が隠れている</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>帽子によって頭部が隠れている</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>サングラスをかけ人物を特定できない</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>顔や頭の輪郭が隠れる装飾品等がある</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>前髪が長すぎて目元が見えない／顔の輪郭が隠れる</p> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 写真サイズは下記が実物大サイズです。提出前に、サイズをご確認ください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>写真実物大サイズ</p> <p>(裏面記入例) 高知 太郎</p> </div>
試験手数料の納付方法	<p>クレジットカードにより電子納付</p> <p>※受験手数料は、原則として返還しません。</p> <p>※申込日の翌日までに電子納付してください。 (最終日のみ当日 23:59まで)</p>	<p>高知県収入証紙を申請書に添付して納付</p> <p>※受験手数料は、原則として返還しません。</p> <p>※高知県収入証紙の購入場所は下記のホームページをご覧ください。</p> <p>https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2014102100078/</p> <p>(営業時間等は、直接販売場所に確認してください。)</p>

8 受験票の送付

受験票は、令和7年8月12日（火）頃に投函し、郵送（普通郵便）により交付する予定。令和7年8月21日（木）までに受験票が届かない場合は、県薬務衛生課まで問い合わせること。

9 合格者の発表等

合格者の受験番号を、令和7年9月30日（火）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示及び県薬務衛生課ホームページにも掲載するとともに、合否について直接本人あてに通知する。また、合格者には合格証を交付する。

なお、電話等での合否の問い合わせは受け付けない。

10 試験結果の開示

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号及び高知県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年高知県規則第18号）第27条の規定に基づき、試験結果について受験者本人に限り、下記のとおり口頭により開示を求めることができる。

なお、電話等での開示請求は受け付けない。

（1）開示内容 総合得点及び科目別得点

（2）開示期間 令和7年9月30日（火）から同年10月31日（金）まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

開示時間は、令和7年9月30日（火）

午前10時～12時、午後1時～午後5時15分、

令和7年10月1日（水）以降

午前8時30分～12時、午後1時～午後5時15分

（3）開示場所 高知県健康政策部薬務衛生課内（県庁4階）

（4）必要書類 受験者本人であることを証明する書類（受験票及び運転免許証等）

11 その他

（1）県が受験に関する書類を受理した後は、書類及び受験手数料は返還しない。

細則第2号様式

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

本 籍

住 所 〒 一

ふりがな
氏 名

印

年 月 日 生
電 話 番 号

毒物劇物取扱者試験受験願書

() 毒物劇物取扱者試験を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

注 () 内には、一般、農業用品目、特定品目の別を記入してください。

細則第2号様式

<p>受験願書の提出年月日を記入すること。 (願書受付期間内)</p>		令和7年 ○ 月 ○ 日
<p>高知県知事 濱田 省司 様</p> <p>住所は、市（区）町村名、字、番地（マンションの名称、室名、○○様方）まで正確に記入すること。 ※受験票はこの住所に送付</p>		<p>戸籍に記載されている本籍地の都道府県名のみを記入すること。（日本国籍を有しない場合は、国籍を記入。）</p>
<p>本籍 ○ ○ 県</p> <p>住所 〒○○○-○○○○ 高知市丸ノ内1-2-20</p>		
<p>戸籍に記載されている文字を使用し、必ずふりがなを記入すること。</p>		<p>ふりがな こうち たろう 氏名 高知 太郎 印</p>
<p>平日の8時30分～17時15分の間に連絡が可能な電話番号を記入すること。</p>		<p>○○年 ○月 ○日 電話番号 ○○○-○○-○○○</p>
		<p>生年月日を記入すること。</p>

毒物劇物取扱者試験受験願書

(○○○○) 毒物劇物取扱者試験を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

受験する種別（一般、農業用品目、特定品目）の別を記入すること。

注 () 内には、一般、農業用品目、特定品目の別を記入すること。

高知県収入証紙 貼付箇所